

第7回官業民営化等 WG の要求に対する回答(電気工事士免状交付)

平成16年10月4日
経済産業省
原子力安全・保安院
電力安全課

問1. 第1種、第2種の免状交付について、応募者、合格者、試験以外で申請した者の数、試験以外で申請して不合格になった者の数、欠格条項で不合格になった者の数、現在の有資格者数のそれぞれを示されたい。

(回答)

平成15年度における試験応募者数、試験合格者数、試験以外で申請した者の数、試験以外で申請して不合格になった者の数、及び欠格条項で不合格になった者の数、並びに平成15年度末現在の免状交付者数は、次のとおり。

	第1種	第2種
試験応募者数	37,130人	102,980人
試験合格者数	7,357人	35,592人
試験以外で申請した者の数	822人	1,936人
試験以外で申請して不合格になった者の数	1人	0人
欠格条項で不合格になった者の数	0人	0人
平成15年度末現在の免状交付者数	569,256人	1,513,539人

問2.(財)電気技術者試験センターの職員及び役員で、経済産業省のOBである者の人数を示されたい。

(回答)

(財)電気技術者試験センターの職員及び役員で、経済産業省のOBである者の人数は以下のとおり。

- ・職員：20名中6名
- ・役員：9名中3名

問3．電気工事士を養成するための学校が全国に100程度あるとのことだが、それに対して、試験を行う機関が（財）電気技術者試験センターのみであることについての明示的な論拠を示されたい。

（回答）

電気工事士試験の実施機関については、試験を適確に行うことができる能力を有することを条件に指定するものの、限られた時間において不特定多数の者に試験問題を解答させ電気工事士として必要な知識及び技能を有しているかどうかの判定を行うものであることから、複数の試験実施機関を指定した場合、収益拡大をねらって、受験者を多く集めるために故意に易しい試験問題を出题する試験実施機関が発生することが懸念され、結果として電気工事士の知識及び技能の水準の低下を招くおそれがある。

一方、電気工事士を養成するための学校については、一定のカリキュラム及び教員を備えていることを条件に指定しているものであり、複数の学校を指定したとしても、電気工事士として必要な知識及び技能を習得できるカリキュラムの内容は確保できることから、上記のような電気工事士の知識及び技能の水準の低下を招くおそれはない。

したがって、電気工事士を養成するための学校は複数指定し、試験実施機関は一つを指定している。

問4．当該事務・事業をアウトソーシングすることを制限している法令の有無、有る場合はその具体的な内容及び当該制限の存在の合理的な説明について、教示願いたい。

（回答）

【当該事務・事業をアウトソーシングすることを制限している法令】

電気工事士法第4条第2項「電気工事士免状は、都道府県知事が交付する。」

* 他の類似の事務・事業を規定している法律では、都道府県知事が他に委託することができる旨条文に規定されているが、電気工事士法では、都道府県知事が当該事務・事業を他に委託することができる旨規定されていない。

【説明】

当該事務・事業を受託する法人が特段想定されてこなかったため。

鉱業権登録及び租鉱権登録等における審査基準に係る通達があれば示されたい。

(回答)

(1) 鉱業権設定の許可の審査基準に係る通達

「鉱業法及び鉱業法施行規則に基づく通商産業局長の処分に係る審査基準等について」(平成6年9月30日:6資庁第11791号)(別添1)

該当箇所:第1 申請に対する処分

1. 審査基準

(2) 法第21条第1項の規定に基づく鉱業権設定の許可

※ 上記通達に引用されている基本通達(41鉱局第392号「鉱業法基本通達について」)20、基本通達24及び基本通達70は別添2、「鉱業法の運用について(61資庁第12419号)」は別添3を参照。

また、参照用の条文として別添4を添付。

(2) 鉱業権登録及び租鉱権登録の審査基準に係る通達

以下の通達は別添5

「官庁鉱区登録名義二関スル件」(明治38年6月22日鉱局第65号)

「裁判所ノ仮処分命令ヲ添付シ新出願人一名ヨリ為シタル鉱業出願人変更届並登録権利者一名ヨリ差出シタル鉱業権移転ノ登録申請二関スル件」(明治42年1月23日鉱第32号)

「民事訴訟法第559条ノ和解ヲ原因トスル登録申請手續二関スル件」(大正4年10月20日鉱第780号)

「鉱業登録令第11条ノ解釈二関スル件」(昭和17年2月12日鉱乙第6613号)

「抵当権取得登録ノ抹消登録権利者二関スル件」(大正15年10月29日鉱乙第3232号)

「認諾調書ニ因ル鉱業権移転登録ノ抹消登録申請ノ取扱二関スル件」(昭和17年2月12日鉱乙第956号)

「鉱業出願担当者会議における決定事項通知の件」(抄)(昭和24年5月12日鉱第846号)

「職権ニ依ル仮処分登録ノ囑託書記載要件二関スル件」(大正4年2月15日鉱甲第161号)

「代位ニ因ル相続登録囑託ノ場合ニ於ケル登録税二関スル件」(昭和10年6月6

日鉱乙第4820号)

「鉱業登録令第20条の規定による登録申請について」(昭和31年2月18日鉱局第1267号)

「鉱業権移転登録ニ関スル件」(昭和15年5月16日鉱乙第2764号)

「登録原因無効に因る原登録抹消の登録申請に関する件」(昭和22年7月30日鉱局第4031号)

「鉱業権売買ノ予約又ハ鉱業権ノ停止条件付売買ニ基ク仮登録ノ申請ニ対スル処分方ノ件」(明治40年1月22日鉱第1707号)

「根抵当権設定請求権保全の仮登録申請の取扱について」(昭和31年11月2日鉱局第830号)

「鉱業法第20条の規定により存続するものとみなされる試掘権に対する予告登録の囑託について」(昭和31年7月17日鉱局第716号)

「鉱業登録令第51条の規定による共同鉱業権者の脱退登録申請について」(昭和31年3月3日鉱局第173号)

「共同鉱業権者のうちで外国へ移住した者の印鑑証明について」(昭和33年10月27日鉱局第665号)



(別添1)

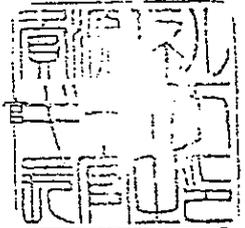
通商産業省

6資庁第11791号

平成6年9月30日

殿

資源エネルギー庁長官



鉱業法及び鉱業法施行規則に基づく通商産業局長の処分に係る審査基準等
について

鉱業法（昭和25年法律第289号）（以下「法」という。）及び鉱業法施行規則（昭和26年通商産業省令第2号）（以下「規則」という。）に基づく通商産業局長の処分に係る行政手続法（平成5年法律第88号）第5条第1項の規定による審査基準、第6条の規定による標準処理期間及び第12条第1項の規定による処分の基準の策定については、下記の内容に準拠し定めることとされたい。

記

第1 申請に対する処分

1. 審査基準

(1) 法第18条第2項の規定に基づく試掘権の存続期間延長の許可

法第18条第2項の規定に基づく試掘権の存続期間延長の許可については、法第19条の規定を基としつつ、以下に掲げる通達及び基準を総合的に勘案して審査する。

① 鉱業法基本通達（41鉱局第392号）（以下「基本通達」という。）22

② 法第19条第1号の「誠実に探鉱をした事実」については、法第69条の試掘工程表の写し又はこれに準ずるもの若しくは前回及び現在の存続期間における探鉱の期間、探鉱した日数、探鉱の方法、探鉱した場所、探鉱実施者及び探鉱の実績を記載した探鉱実績説明書によって審査するものとする。

③ 法第19条第1号の「誠実に探鉱をした事実が明らかであると認めるとき」については、物理探鉱（リモート・センシングを含む。）又は地表探鉱（地化学探鉱等を含む。）等を実施した試掘権者について、その解析及び評価作業を含めて相当の成果が得られたと認められる場合を含むものとする。

④ 上記③の基準は法第19条第2号の審査に準用する。

⑤ 法第62条第2項又は第3項の規定により試掘権の存続期間の全期間にわたる未着手又は休業の認可を受けている試掘権者の試掘権の延長の申請に係る許可については、探鉱したか否かの事実を照らして審査するものとし、この場合には、上記③の基準を準用する。

⑥ 法第19条第3号の「現に」とは処分の時をいう。

(2) 法第21条第1項の規定に基づく鉱業権設定の許可

法第21条第1項の規定に基づく鉱業権設定の許可については、法第29条から第35条までの規定を基としつつ、以下に掲げる通達及び基準を総合的に勘案して審査する。

①基本通達20

②基本通達24。ただし、鉱物の同種か異種かの判断に当たっては、単に鉱床学的な成因関係のみでなく、鉱物の賦存状況などによって両鉱物が共存するため一括して同一鉱業権の目的とすることが鉱物資源の合理的開発の見地からみて適当であるか否かを考慮するものとする。

③成因が無煙炭又は炭質頁岩が動力変質作用又は火成岩による変質作用を受けて変化したものと認められる土状黒鉛は、石炭又は亜炭と同種鉱床中に属するものとして取扱うものとする。

④石炭又は亜炭の鉱床に耐火粘土が随伴賦存する場合は、同種鉱床に属するものとして取扱うものとする。

⑤石炭と黒鉛については、同一地層中に併存し、かつ、それらが近接していて両鉱物の掘採作業そのものを同一鉱業権者により一体化して行わざるを得ないものと認められる場合に限り、同種鉱床に属するものとして取扱うものとする。

⑥共同試掘権者中の一人が第三者と共同してその試掘地において採掘出願をした場合は、法第30条の「他人の鉱区に重複するとき」に該当する。

⑦試掘権について仮の地位を定める仮処分により試掘権者として登録された者がその試掘鉱区に重複してした採掘出願は、法第30条の「他人の鉱区に重複するとき」に該当する。

⑧法第31条の「自己の試掘鉱区と重複する場合」には、試掘出願人が試掘権設定出願の許可通知書を受領し、当該試掘権に係る登録税の納付前、又は登録税を納付してから登録がなされる前に、その許可鉱区に重複して当該試掘権と同種の鉱物につき採掘権設定の出願をした場合を含む。

⑨法第31条の「現に」とは処分の時をいう。

⑩試掘鉱区について鉱区税の滞納がある場合において、当該試掘鉱区に係る試掘権者が採掘転願をし、試掘権消滅後に当該採掘出願の名義を他人に変更したときは、当該採掘出願は、法第31条の「現に当該試掘鉱区に係る鉱区税の滞納があるとき」に該当する。

⑪石炭鉱区に重複する可燃性天然ガス鉱業出願について、その目的とする可燃性天然ガスが、褶曲又は断層の多い複雑な状態の炭層（石炭ガスを含む。）に近接している場合、又は炭層と炭層の間に存する場合には、法第34条の「他人の鉱業の実施を著しく妨害すると認めるとき」に該当し、許可しない。

⑫「鉱業法の運用について（61資庁第12419号）」1及び2

⑬基本通達70

⑭石炭鉱区に重複する可燃性天然ガス鉱業出願について、その出願地が地質の状況から判断して経済的価値のあるガスの存在が認められない地域であるとき、

又は石炭（石炭ガスを含む。）鉱業に支障を及ぼさない限度で可燃性天然ガスを採取するには経済的に事業が成立しないと認められるとき（例えば海面下の可燃性天然ガス。）は、法第35条の「経済的に価値がないと認めるとき」に該当し、許可しない。

- ⑮可燃性天然ガス鉱区に重複する石炭鉱業出願については、上記⑭を準用する。
- ⑯都市計画事業等の公共事業が未だ計画段階であってもその事業の実施が明白なものに係る出願については、法第35条の「公共の福祉に反すると認めるとき」に該当し、許可しない。
- ⑰鉱業出願地が区域の全体にわたり鉱物の掘採を行うのに不適当な形状であり、かつ、その周囲が鉱区又は出願地のため法第37条第1項の規定による出願地の増減を命ずる余地がないと認められるときは、その出願は許可しない。

(3) 法第36条第1項の規定に基づく鉱業出願地の増減の許可

法第36条第1項の規定に基づく鉱業出願地の増減の許可の出願に係る審査に当たっては、法第29条から第35条までの規定を基としつつ、上記(2)に掲げる通達及び基準を準用する。

(4) 法第45条第1項の規定に基づく鉱区の増減の許可

法第45条第1項の規定に基づく鉱区の増減の許可については、法第29条から第35条までの規定を基としつつ、上記(2)に掲げる通達及び基準を準用するほか、以下に掲げる通達及び基準を総合的に勘案して審査する。

- ①基本通達77
- ②減区の出願と同時に当該減区部分についてなされた増区出願は、許可しない。
- ③鉱区の増加出願がなされた区域について、同種の鉱床中に存する鉱物の鉱区との重複部分を除いた増区部分が原鉱区と一点において相接することとなる場合は、当該増区出願がなされたすべてについて、その出願を許可しない。

(5) 法第46条第1項の規定に基づく隣接鉱区への掘進増区の許可

法第46条第1項の規定に基づく隣接鉱区への掘進増区の出願については、鉱床の位置形状により隣接鉱区に掘進しなければその鉱床の完全な開発ができないときは、休眠鉱区からの出願の場合（稼行の前提としての権利保全行為として必要と認められる場合を除く。）を除き、許可する。

(6) 法第50条第1項の規定に基づく鉱区の分割又は合併の許可並びに同条第2項に基づく鉱区の分割及び合併の許可

法第50条第1項の規定に基づく鉱区の分割又は合併並びに同条第2項の規定に基づく鉱区の分割及び合併の出願については、次の各号の一に該当するときは除き、許可するものとする。

- (7)分割して当該部分を他人に譲渡する場合、その部分が独立して鉱業を営むには適しないと認められるとき。
- (イ)分割によって生ずる二つの区域がともに分割前に比べて操業上支障があると

(以下省略)

・基本通達20

「鉱物の合理的開発上やむを得ないとき」とは、鉱区の位置形状が鉱床の位置形状と相違し、その鉱区の位置形状を変更しなければその鉱床の完全な開発ができないときには限られないものとする。

・基本通達24

異種の鉱床として取り扱う分類は、原則として次によるものとし、第34条の適用について、努めて簡素化するものとする。

- (1) 石炭、亜炭
- (2) 石油、可燃性天然ガス、アスファルト
- (3) 砂鉱
- (4) 石灰石、ドロマイト
- (5) その他

・基本通達70

採掘出願についてその鉱業価値の有無を認定する場合には、原則として実地調査により行うものとする。ただし、客観的諸資料から実地調査によって得られる成果と同程度のものが得られる場合には、これにより処理しても差し支えない。

61資庁第12419号

昭和61年9月25日

殿

資源エネルギー庁長官

鉱業法の運用について（法第35条）

鉱業法第35条の運用について、今後別添のとおり厳正を期すよう
通達します。

鉱業法第35条の解釈運用について

鉱業法（以下「法」という。）第35条の規定に係る解釈、運用通達を次のとおり定めたから、今後は、これにより鉱業出願を処理されたい。

ただし、本通達は、記2の具体的権益の例に該当する場合に直ちに不許可とすべき趣旨ではなく、当該権益とは事前に、十分に調整を尽くすこと当然のことである。

記

1. 経済価値判断について

- (1) 試掘出願についてその「出願地における鉱物の掘採が経済的に価値がない」とは、探鉱の価値がないことをいうものと解されるから、その判断に当たっては、地質図等客観的資料に基づき鉱物の賦存可能性、地理的条件等を参酌の上認定するものとする。

なお、必要に応じて現地調査を実施して認定を行うものとする。

- (2) 採掘出願についてその「出願地における鉱物の掘採が経済的に価値がない」とは、試掘の結果又は客観的資料から鉱業を実施する価値がないことをいうものと解されるから、その判断に当たっては、法第22条の規定による鉱床説明書の厳格な審査及び基本通達70により認定するものとする。

2. 公共の福祉に反する判断について

(1) 鉱業出願地における鉱物の掘採が、法第35条後段に列挙されている要件に該当し、「公共の福祉に反する」とは、鉱物の掘採に伴い発生する被害について、その除去が技術的に不可能又は非常に困難であり、かつ、その影響の重大性、原状回復の困難性等から鉱物の掘採が、公共の福祉に反すると判断される場合をいうものと解されるから、その判断に当たっては、法第24条の規定による都道府県知事等との協議及び法第26条の規定による設備設計書等を慎重に審査して認定するものとする。

(2) 法第35条後段に列挙されている各々の事由については、次のように解される。

(イ) 「保健衛生上害があり、公共の福祉に反すると認めるとき」とは、鉱物の掘採のため坑水若しくは廃水の放流、鉱さいのたまり積によって直接又は間接に生活環境に係る被害を生じる場合をいう。

なお、具体的な権益の例としては次のようなものが挙げられる。

① 水道法第3条第8項に規定する水道施設

② 耕地

③ 灌漑用溜池

(ロ) 「公共の用に供する施設又はこれに準ずる施設」とは、その施設の管理権又は所有権の帰属いかんにかかわらず、直接又は

間接に公の目的に供用される施設（同施設の設置計画が公示され、実施が明確なものを含むものとする。）をいうものとする。

また、「施設」とは、構築物及びその附属設備（必要に応じて、その施設が設置されている一定の区域を含むものとする。）をいうものとする。

なお、具体的な権益の例としては次のようなものが挙げられる。

- ① 道路法第2条第1項に規定する道路
- ② 林地の利用又は保全上必要な林業用道路
- ③ 都市公園法第2条第1項に規定する都市公園で同条第2項に掲げる公園施設
- ④ 河川法第3条第1項に規定する河川
- ⑤ 海岸法第2条第1項に規定する海岸保全施設
- ⑥ 港湾法第2条第5項でいう港湾施設
- ⑦ 航空法に基づく公共の用に供する飛行場
- ⑧ 日本国有鉄道法、地方鉄道法による鉄道又は軌道法による軌道の用に供する施設
- ⑨ 漁港法第3条に規定する漁港施設
- ⑩ 森林法第25条に規定する保安林
- ⑪ 砂防法第1条に規定する砂防設備
- ⑫ 地すべり等防止法第2条第3項に規定する地すべり防止施設

- ⑬ 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第2条第2項に規定する急傾斜地崩壊防止施設
 - ⑭ 特定多目的ダム法第2条第1項に規定する多目的ダム
 - ⑮ 電気事業法第2条第7項に規定する電気工作物
 - ⑯ 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律及び核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律施行令中の実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則第1条第2項第5号から第7号に規定する区域
 - ⑰ 工業用水道事業法第2条第3項に規定する工業用水道
 - ⑱ 下水道法第2条第2号に規定する下水道及びこれに準ずる下水排水施設
 - ⑲ 防衛施設周辺的生活環境の整備等に関する法律第2条第2項に規定する防衛施設
 - ⑳ 国又は地方公共団体の維持、管理する試験、研究、観測等の施設
- (イ) 「文化財」とは、文化財保護法第2条第1項に掲げるもので、国又は地方公共団体の指定を受けているものをいう。
- (ロ) 「公園」とは、自然公園法第2条第1号の自然公園をいう。
- (ハ) 「温泉資源」とは、温泉法第2条第2項の温泉源をいう。
- (ニ) 「その他の産業」とは、鉱業の実施に伴い制限を受ける産業をいう。

3. この通達は、昭和61年10月1日から施行する。

鉱業法(抄)

(設定の出願)

第二十一条 鉱業権の設定を受けようとする者は、経済産業局長に出願して、その許可を受けなければならない。

2 前項の規定による出願をしようとする者は、経済産業省令で定める手続に従い、引受時刻証明の取扱いとした第一種郵便物その他の経済産業省令で定める方法により、次に掲げる事項を記載した願書に区域図を添えて、経済産業局長に提出しなければならない。

- 一 出願の区域の所在地
- 二 出願の区域の面積
- 三 目的とする鉱物の名称
- 四 氏名又は名称及び住所

3 同一の地域において二種以上の鉱物を掘採しようとするときは、各種の鉱物ごとに第一項の規定による出願をしなければならない。但し、同種の鉱床中に存する二種以上の鉱物を掘採しようとするときは、この限りでない。

(不許可)

第二十九条 経済産業局長は、試掘出願地が願書の発送の時ににおいてその目的とする鉱物と同種の鉱床中に存する鉱物の鉱区と重複するときは、その重複する部分については、その出願を許可してはならない。

第三十条 経済産業局長は、採掘出願地が願書の発送の時ににおいてその目的とする鉱物と同種の鉱床中に存する鉱物の他人の鉱区又は自己の採掘鉱区と重複するときは、その重複する部分については、その出願を許可してはならない。

第三十一条 経済産業局長は、採掘出願地が願書の発送の時ににおいてその目的とする鉱物と同種の鉱床中に存する鉱物の自己の試掘鉱区と重複する場合において、その重複する部分がなお試掘を要すると認めるとき、又は現に当該試掘鉱区に係る鉱区税の滞納があるときは、その部分については、その出願を許可してはならない。

第三十二条 経済産業局長は、試掘権がその存続期間の満了前に消滅し、又は試掘鉱区の減少があつた場合において、その消滅又は試掘鉱区の減少の日から六十日以内(試掘権の残存すべき期間又は残存する期間が六十日に満たないときは、その期間内)に、その試掘権の目的となつてい

た鉱物と同種の鉱床中に存する鉱物を目的とする試掘権の設定の出願があつたときは、その消滅した試掘権の鉱区に該当する部分又は試掘鉱区の減少した部分に該当する部分については、その出願を許可してはならない。

第三十二条の二 経済産業局長は、第五十五条の規定により採掘権の取消をした場合において、その取消の日から六十日以内に、その採掘権の目的となつていた鉱物と同種の鉱床中に存する鉱物を目的とする鉱業権の設定の出願があつたときは、その取り消した採掘権の鉱区に該当する部分については、その出願を許可してはならない。

第三十三条 経済産業局長は、第十五条第一項の規定による禁止が解除された場合において、その解除の日から三十日以内に禁止を解除された鉱物を目的とする鉱業権の設定の出願があつたときは、その禁止が解除された地域に該当する部分については、その出願を許可してはならない。

第三十四条 経済産業局長は、鉱業出願地がその目的となつている鉱物と異種の鉱床中に存する鉱物の他人の鉱区と重複し、又はその目的となつている鉱物と同種の鉱床中に存する鉱物の他人の鉱区と隣接する場合において、当該鉱業出願地における鉱物の掘採が他人の鉱業の実施を著しく妨害すると認めるときは、その部分については、その出願を許可してはならない。

第三十五条 経済産業局長は、鉱業出願地における鉱物の掘採が経済的に価値がないと認めるとき、又は保健衛生上害があり、公共の用に供する施設若しくはこれに準ずる施設を破壊し、文化財、公園若しくは温泉資源の保護に支障を生じ、若しくは農業、林業若しくはその他の産業の利益を損じ、公共の福祉に反すると認めるときは、その部分については、その出願を許可してはならない。

○官庁鉱区登録名義ニ関スル件

(明治三十八年六月二十二日鉱局第六五号)

△要旨> 国に属する鉱業権を鉱業原簿に登録する場合においては、各省の省名を記載することとし、権限ある官吏は、権限を証明する書面を提出しなくても、登録申請に關し当然代理権を有する。

官庁鉱区登録名義ニ関シ別紙ノ通決定相成候条此段及通牒候也

(別紙)

(原義)

國ニ屬スル鉱業權ニ付鉱業原簿ニ登録スルニ當リ不動産ニ關スル規定ニ準ジ所管各省ノ省名ヲ記載スベク、登録申請人ニ付テハ明治三十五年勅令第五号(※現在廃止)ニ準ジ、各省大臣ノ省令ヲ以テ指定シタル官吏ハ権限ヲ証スル書面ヲ提出セザルモ当然登録申請ニ關シ代理權ヲ有スル義ト心得可然哉仰高裁

○裁判所ノ仮処分命令ヲ添附シ新出願人一名ヨリ為シタル鉱業出願人変更届並登録権利者一名ヨリ差出シタル鉱業権移転ノ登録申請ニ関スル件 珍

(明治四十二年一月二十三日鉱第三号)

△要旨> 譲渡による鉱業権移転の登録申請の手續をなすべしとする仮処分命令に基き登録権利者のみでした鉱業権移転の登録申請は、不受理とする。

照会(明治四十二年一月九日仙四〇第九号)

別紙字ノ通り仮処分命令ヲ添附シ、……(中略)……。追テ、試掘權移転ニ就テモ同一ノ命令書ヲ添ヘ登録申請ヲ提出候得共、右ノ至急ヲ要スルニ依リ不取敢試掘權移転ノ本登録ヲ了シ候条此段申添候也。

回答

……(中略)……尚ホ仮処分命令ニ因ル鉱業権移転ノ登録申請ハ、受理登録セル旨御申出相成候也、……(中略)……

又移転ノ登録ハ錯誤ト被認候条、御承知相成度経伺ニ關スル原議享相添ヘ、此段及回答候也。

(原義)

……(中略)……。次ニ鉱業権移転ノ登録ニ付テハ、鉱業登録令第十一條(※新令第十四條)ニ「判決又ハ相続ニ因ル登録ハ、登録権利者ノミニ限定セリ、然ルニ本件申請ハ仮処分命令ニ因ル申請ニシテ判決(判決ナル文字ハ狹義ニ解スベキモノナルコトハ、登録令第二十四條(※新令第二十八條)、第二十五條(※新令第二十九條)ニ裁判ナル文字ヲ用キタルニ依リ明カニシテ判決中ニハ決定命令ヲ包含スルモノニアラザルコトヲ知ルラ得ベシ)ニ因ルモノニ非ザルヲ以テ申請書方式ニ適合セザルモノトシテ登録令第二十一條(※新令第二十四條)ニ依リ不受理ノ処分ヲ為スベキモノトシ、之ヲ受理登録シタルハ錯誤ニ出ラタルモノト被認候条左案ノ通り回答可然哉仰高裁。

○民事訴訟法第五百五十九條(※現民事執行法第二十二條第七号参照)ノ和解ヲ原因トスル登録申請手續ニ関スル件

(大正四年十月二十日鉱第七八〇号)

△要旨> 民事訴訟法上の和解を原因とする登録申請は、和解調書に登録をなすべきことを記載してある場合にかぎり、登録権利者だけで登録を申請することができる。

民事訴訟法第五百五十九條第三号及第四号(※現民事執行法第二十二條第七号参照)ノ和解ヲ原因トスル登録申請ニシテ、和解調書ニ登録ヲ為スベキコトヲ記載シタル場合ニ限リ、鉱業登録令第十一條(※新令第十四條)ノ判決ニ因ル登録ニ準ジ、登録権利者ノミニテ登録ヲ申請スルコトヲ得ルコトヲ省議決定相成候条、自今右ニ拠リ御取敢相成度此段及通牒候也。

○ 鉱業登録令第十一条 (※新令第十四条) の解釈ニ関スル件

(昭和十七年二月十二日鉱乙第六六二二号)

△要旨▽ 執行文を附記した和解調書に基づき移転登録の申請は、登録権利者だけで行なうことができる。
(昭和十六年十二月八日大鉱発第三九六号)

執行文ヲ附記シテ和解調書ニ基キ移転登録ノ申請有之候、就テ、拒訴防止ノ為ニハ所謂判決和解並ニ訴訟上和解ハ、何レモ民事訴訟法第二百三条ニ依リ、調書ニ記載シタルトキハ、其ノ記載ハ確定判決ト同一ノ効力ヲ有スルモノナルガ故ニ、該調書ヲ以テ鉱業登録令第十一条 (※新令第十四条) ノ「判決」ト同様ニ取扱ヒ登録相成差支無之モノト被存候共、為念御意見承知致度至急何分ノ御指示相煩度此段及照会候也。

回答

右ハ大正四年十月二十日鉱第七八〇号通牒…… (中略) ……同様御取扱相成度此段及回答候也。

(注) 大正四年十月二十日鉱第七八〇号通牒

昭和十七年二月十二日鉱乙第九五六号通牒参照

○ 抵当権取得登録ノ抹消登録権利者ニ関スル件

(大正十五年十月二十九日鉱乙第三三三二号)

△要旨▽ 甲が某に対して有する債権の取立とその債権を担保する抵当権の実行を乙に委任し、その抵当権を実行する方法として、丙にその抵当権の移転登録を丁に譲渡した。甲は右委任契約を解除し、あらためてその債権および抵当権を丁に譲渡した。そこで丁は丙を被告として右抵当権移転登録の抹消登録請求の訴えを起し、勝訴の確定判決を得た。このような場合において丁は右判決により、登録権利者として抹消登録の申請をすることができる。

照会 (大正十五年九月十八日福岡鉱山監督局鉱政課長)

甲が某ニ対シ債権ヲ有シ其債権担保ノタメ、某ノ有スル鉱業權ノ上ニ抵当權ヲ設定シタルトコロ甲ハ乙ニ対シ其債權ノ取立及ビ抵当權ノ実行ヲ委任シ尚其ノ方法トシテ該債權及ビ抵当權ノ讓受名義人ヲ任意指名シ其ノ讓受人ヲシテ權利行使ヲナサシムル權利ヲモ乙ニ附与セリ、而シテ乙ハ此契約ニ基キ丙ヲ債權及ビ抵当權ノ讓受名義人ニ指名シ、丙ハ右抵当權移転登録ヲ受ケタリ。

然ルニ乙ハ其後委任義務ヲ履行セザルニ依リ甲ハ乙ニ対シテ委任契約ノ解除ヲ為シ、其後該債權及ビ抵当權(登録原簿上ノ移転ニ非ザルモノ)ヲ丁ニ譲渡シタリ、於是丁ハ丙ヲ被告トシテ右抵当權移転(甲ヨリ丙ヘノ)登録ノ抹消登録請求ノ訴ヲ提起シ之ガ勝訴ノ確定判決ヲ得タリ、此場合丁ハ右判決ニ依リ右抵当權取得登録ノ抹消登録申請ヲ為シ得ベキヤ。

回答

本案ノ場合ニ於テ甲ハ原簿上ノ權利者タルニ止マリ、実体上ノ權利者タルベキモノハ丁ナレドモ、丁ハ抹消登録ノミニ依リテ直接ニ權利ヲ得ルモノニ非ザララ以テ疑義ナキニ非ザルモ、司法省当局者ノ見解ニ依レバ既ニ丙ニ対シ抹消登録ヲ為スベシトノ確定判決アル以上、該判決ノ当否ハ別トシテ原告タル丁ハ当然登録権利者トシテ抹消登録ノ申請ヲ為シ得ベシトノコトニ有之候条、右ニ依リ御処理相成可然ト被存候、此段及回答候也。

○ 認諾調書ニ因ル 鉱業権移転登録ノ抹消登録申請ノ取扱ニ関スル件

(昭和十七年二月十二日 鉱乙第九五六号)

△要旨▽ 単にある会社の設立無効を確認したに止る認諾調書による 鉱業権移転登録の抹消登録は、 鉱業登録令第十四条の規定により登録権利者のみで申請できるものではなく、一般原則通り登録権利者と登録義務者の申請によらなければならない。ただし、認諾調書により登録義務者が不存在である場合には、条理上登録権利者のみでこの登録申請を行うことができる。

照会 (昭和十六年十二月三十一日 仙 鉱第一八六四号)

別紙(※省略)ノ運抹消登録申請有之候処之方処理上左記ニ説アリ。何レニ依リ処理スベキ哉、屢義相生シ候条

至意向分、御指不相成度此段及稟請候也。

第一説 鉱業登録ニ在リテハ、登録官吏ハ登録ニ関スル処分ノ実質ニ関シ調査スベキ義務ナキモノナルヲ以テ、申請書ガ形式上瑕疵ナキ上ハ之ヲ受理登録スベキモノトス。仍テ本件ヲ按ズルニ民事訴訟法第三三三條ノ規定ニ依リ確

定判決ト同一ノ効力ヲ有スル認諾調書ヲ添附シタル抹消登録申請ハ、 鉱業登録令第十一条(※新令第十四条)ノ規定上之ヲ受理登録スベキモノニシテ、該認諾調書ノ内容ニ付審査ヲ為スベキモノニ非ザルモノトス。

第二説 鉱業登録ニ在リテ登録官吏ノ審査義務ガ形式審査ニ止ルコトニ付テハ論ナキモ登録ニ関スル原因証書等ニ明瞭ナル瑕疵アルコトヲ発見シタル場合ニ於テモ、尚且申請書ノ形式審査ニ於テ瑕疵ナキノ故ヲ以テ、之ガ調査ヲ不問ニ付スルモ支障ナシトスルモノニ非ズシテ、斯ル明瞭ナル瑕疵ニ付テハ性質上実質ノ内容及ブモ、登録官吏ハ之ガ調査ヲ為スベキモノナリトス仍テ本件ヲ按ズルニ、

(一) 苟モ法人格ヲ消滅セシムルガ如キ其ノ利害關係上影響スル部面広汎ナル事件ニ於テハ、単ニ訴訟關係者ノ私的關係ノミヲ決定スルモノニ非ザルヲ以テ訴訟當事者一方ノ認諾ノ如キハ、之ヲ調査ニ記載スベキモノニ非ザルモノトス。

(二) 岩機 鉱業株式会社設立ノ真否ニ付テハ認諾調書ニ記載ノ通り目下名古屋地方裁判所ニ於テ予審中ニ在ルニ不拘、盛岡地方裁判所ニ於テ当会社設立ニ関シ記載シタル認諾調書ノ如キハ、之ヲ以テ当会社設立ニ付決定的ナルモノトシテ処理スベキモノニ非ザルモノトス。

(三) 仮ニ本認諾調書ヲ以テ決定的ナルモノトスルモ、該調書ハ単ニ岩機 鉱業株式会社設立ノ絶対的無効ヲ表明スルモノニシテ、当会社ノ不存在ナリシコトヲ確認シタルモノニ非ザルヲ以テ、無効確定前ニ在リテハ、会社ハ存在シタルモノトシ、其ノ間ニ為シタル法律行為及事實關係ノ一切ハ有効ナルモノトシテ取扱フベキナルコトハ商法第百三十八條ノ規定ニ依リ明カナル処トス。從テ本認諾調書記載前完了シタル本案登録ハ、本認諾調書ヲ原因ト

シテ抹消サルベキ何等ノ理由ナキモノトス、然ルニ本認諾調書ニ基キ別紙会社登記簿謄本(※省略)ノ通り遠野区裁判所世田米出張所ノ為シタル会社登記ノ抹消ハ、甚シキ誤謬ト謂ハザルベカラズ

以上三点ヨリ本認諾調書ハ本件登録ヲ抹消スベキ原因トナラザルモノトス

追テ本認諾調書記載ニ於ケル会社ノ絶対的無効トハ本会社ノ不存在ナリシコト同一意義ナリトノ盛岡裁判所ノ主張ニ候条為念申添候。

回答

右ハ 鉱業登録令第十一条(※新令第十四条)ノ規定ニ依ル判決ニ依ル登録権利者ノミノ登録申請トシテ取扱フベキモノニ無之、一般原則ニ依リ登録権利者及義務者ヨリ登録申請ノ手續ヲ為スコトヲ要スベキモノト被認候処、本件ノ場合ハ、登録権利者ガ實在セザル法人ナルヲ以テ、之ガ申請手續ヲ為スコト能ハザルニ付、条理上登録権利者ノミヲ以テ之ガ登録申請ヲ為シ得ルモノト解シ御取扱相成度、屢義ヲ相添此段及回答候也

追テ本件ハ司法省トモ打合セタルモノニ有之候ニ付為念申添候。

(原 議)

認諾調書ニ因ル 鉱業権移転登録ノ抹消登録申請ノ取扱ニ関シ仙台 鉱山監督局長ヨリ照会ノ次第モ有之候処、本件認諾調書ノ記載ハ、単ニ当該会社ノ設立無効ヲ確認シタルニ止リ、 鉱業権ノ登録ニ関シ何等触レル所ナキヲ以テ、本件ハ 鉱業登録令第十一条(※新令第十四条)ノ規定ニ依ル登録申請トシテハ、從前ノ取扱例(大正四年十月二十日 鉱第七八〇号、和解ヲ原因トスル登録申請手續ニ関スル件……(中略)……)ト同様之ヲ消極ニ解シ取扱フベキモノト思料候

へ共、本件認諾調書ニ依レバ、登録義務者タル会社ガ實在セザル所謂 幽霊会社タルコトハ之ヲ認メ得ベク、然ラバ本件ハ会社ノ不存在ヲ証スル書面ヲ添付シ、登録権利者及登録義務者ヨリ申請手續ヲ為スベキモノナル所、前記ノ通本件登録義務者ハ實在セザル会社ナルヲ以テ、之ガ申請ヲ為スコト能ハザルモノナルニ付、本件ノ場合ハ、条理上登録権利者ノミヲ以テ之ガ登録申請ノ手續ヲ為スコトヲ得ルモノト解シ取扱フコトトシ、左案ノ通仙台 鉱山監督局長宛回答相成可然哉……(以下略)

(注) 大正四年十月二十日 鉱第七八〇号 運 廉 參 照

第三〇 鉱業出願担当者会議における決定事項通知の件(秘) 昭和二十四年五月十三日(録第八四六号) 第三十号
さきに行つた鉱業出願担当者会議において決定せられた事項について次のとおり通知する。なお、これに抵触する
従前の例規等はこれを廃止するものとする。

- (イ) 決定した事項
 - (ウ) 相続による鉱業権の移転又は出願人変更の場合の原因証書について
均分相続の事実を証明し得る書面によるものとし、戸籍謄本及び除籍謄本を要するものとする。
 - (ウ) 試掘権の抹消登録について
差押ある試掘権に対し採掘転願の許可があり、試掘権抹消登録をする場合税務署長又は地方事務所長等の承諾書が
提出されたときは差押抹消登録嘱託書の添附を要しないものとする。

職権ニ依ル仮処分登録ノ嘱託書記載要件ニ関スル件

(大正四年二月十五日(録第一六一号))

△要旨▽ 裁判所より職権嘱託に係る仮処分登録嘱託書記載要件について、鉱業登録令第十七条第三号に
よる申請人は、登録権利者および登録義務者を指す。
裁判所より職権嘱託ニ係ル仮処分登録ノ嘱託書記載要件ニ関シ、鉱業登録令第十六条第三項第三号(※新令第十七条
第三号)ノ所謂申請人トアルハ、嘱託官庁ナル方如ク解セラルル向モ有之候処、右ハ登録権利者及登録義務者ヲ指ス
モノニシテ、仮処分ノ申請人及被申請人ナルコトハ不動産登記手續ニ於テモ同様ノ解釈ニ有之候条、爾今右ニ依リ御
取扱相成度、別紙法務局長照会書類相添此段及運陳候也。

(別紙)

鉱山局長ヨリ法務局長へ照会(大正三年四月二十八日(録第一六一号))

………民事訴訟法上ノ仮処分等ノ嘱託ハ不動産登記法第二十五条第二項ニ依リ第三十六条ノ規定要件ヲ具フル嘱
託書ヲ作り云ト有之、右要件中ハ同条第三号申請人ヲモ包含セラルベク其申請人トハ登記権利者及登記義務者即チ
仮処分嘱託書ニアリテハ仮処分ノ申請人、及被申請人ヲ指スモノト被解候処、疑義有之右ニ関スル御意見並ニ實際御
取扱相成知致度此段及照会候也。

右ニ対スル法務局長ノ回答(大正三年五月四日(法務局民第七七号))

………嘱託書ノ記載要件ニ付テハ貴見ノ通ト思考致候、此段及回答候也。

代位ニ因ル相続登録嘱託ノ場合ニ於ケル登録税ニ関スル件

(昭和十年六月六日(録乙第四八〇号))

△要旨▽ 滞納処分による差押登録嘱託上必要があるため、税務署長が鉱業登録令第二十条の規定により代位
による相続の登録の嘱託をしたときは、その嘱託は不受理とする。

照会 (昭和十年五月二十九日(福敏一〇年第一四一九号))

滞納処分に因ル差押登録嘱託上必要ノ為メ、税務署長ガ鉱業登録令第十六条ノ二(※新令第二十号)ニ依リ代位ニ因
ル相続登録ヲ嘱託スル場合ハ、登録税法第十九条第一号ニ該当セザルモノトシテ従来總テ登録税ヲ徴取シ来リタル
処、大正二年八月法務局長回答ニ依レバ不動産登記法第二十八条ノ二、第二百二条ノ三第二項、第二百三条第二項ノ場合
ニ於テハ登録税法第十九条第一号ニ該当セザルモ登録税ヲ徴取セザルヲ相当トストアリ、又登記学会ニ於テモ昭和八
年二月(登記第三四二) 同題旨ノ決議ヲ致シ居リ聊疑義相生シ候ニ付至急何分ノ御回示相成度候。

回答

五月二十九日(福敏一〇年第一四一九号)ヲ以テ代位ニ因ル相続登録嘱託ノ場合ニ於ケル登録税ニ関スル件ニ付照会
相成候処、元来鉱業登録令第十六条ノ二(※新令第二十号)ノ規定ハ、代位登録ノ申請ニ関スル規定ニシテ嘱託ニ関ス
ル規定ニ非ス。其ノ他同令中ニハ不動産登記法第二十八条ノ二ノ如キ明文存セザルヲ以テ、代位ニ因ル相続登録ノ要
否ニ拘ラズ之ヲ不受理スベキモノト解セラル。尤モ滞納処分ニ因ル差押登録ニ付テハ其ノ嘱託書ニ相続人タルコトヲ
証スル戸籍ノ謄本若ハ抄本等ヲ添付スルニ於テハ必ズシモ相続ノ登録ヲ待ツノ要ナキモノト存セラレ候条税務署ニ注
意シ右様御処理相成度此段及回答候也。

○ 鉱業登録令第二十条の規定による登録申請について

(昭和三十一年二月十八日鉱局第二六七号)

照 会 (昭和三十年十一月二日鉱局第一〇四号)

当局管内福井県試掘権登録第二六八〇号につき下記概要の通り武生税務署長から国税滞納処分を目的として債権者代位による鉱業権移転登録の囑託があつたが、異例の問題でありその解釈に疑問があるので何分の御指示を仰ぎ度照会します。

概 要

福試第二六八〇号鉱業権者白谷末吉と譲受人渡辺興之助の間に鉱業権譲渡契約成立し金銭の授受は終つたが、鉱業原簿への移転登録申請未了のまゝのところ、武生税務署長は、渡辺興之助の所得税滞納処分につき前記登録未了の鉱業権譲渡契約書を発見して、

- (一) 民法第四百二十三条による債権者代位によりこの鉱業権移転登録を囑託してきた。
- (二) この囑託には両者記名押印のある登録申請書、譲渡契約書義務者白谷末吉の印鑑証明書(当初提出のものは最近二ヶ月の期間を経過したものであるがこれは更新可能)は添えてあるが登録税収入印紙三千円は登録税法第十九条第一項の条項を適用するとして貼付していない。
- (三) これと同時に鉱業権者渡辺興之助名義による国税滞納処分による差押の囑託も併せて提出された。当局はこれに対して次の処分をした。

- (一) 鉱業権者白谷と渡辺の間の鉱業権譲渡契約は単純なる両者間の鉱業権の譲渡移転であり印鑑等も得られ第三者介入の余地はなかつたと民法第四百二十三条に該当する国税滞納処分の目的とは言へ、かかる場合税務署長の鉱業権移転の囑託は認められないから登録税三千円を貼付、書類を提出して両当事者から移転登録を申請せしめること。
- (二) 鉱業権の効力は登録によつて発生するものであるが渡辺に対する国税滞納処分による鉱業権の差押は前記により鉱業原簿への移転登録完了後改めて囑託せられたい。以上の理由を付し書類を一応却下したところ税務署長は更に次の通り主張して再照会してきた。
- (一) 鉱業権移転登録の囑託は譲受人渡辺興之助に対する国税滞納処分を目的とした民法第四百二十三条による債権者代位であるから囑託は可能ではないか。
- (二) 登録税は登録税法第十九条第一項の「政府自己のためにする登録」に該当するから非課税ではないか、概要以上の通りであるがこれにつき
- (一) 国税滞納処分の目的のため譲渡契約の成立した未登録の鉱業権につき鉱業登録令第二十条を適用し譲受人渡辺興之助に代位して移転登録を囑託し得るか、或はこのような場合には囑託による移転登録はあり得ないとしても更に方法を交えて税務署長が譲受人(登録権利者)に代位して登録義務者である白谷と連名で移転登録を申請した場合に適法なる申請とみるか、その根拠法令
- (二) この場合登録税法第十九条第一項を適用し登録税を納付しないでよいか、以上当面の事件で急を要しますので、折返し何分の御回示を御願致します。

回 答

本件は、次の通り申請をさせるべきであるから回答する。

記

鉱業権の譲渡契約が締結されているときに譲受人がその登録請求権を行使しないときは、譲受人の債権者は、鉱業登録令第二十条の規定によりその代位登録申請をすることができる。

なお、本登録申請についても、同令第十三条およびその他の関係規定の適用があるから、債権者は、債務者の相手方(登録義務者)と共同して譲受人(債務者)に鉱業権の移転をする旨の申請をなすべきである。

この申請書には、代位登録申請の性質からして、申請人において譲受人(債務者)の氏名または名称および住所を表示すれば足りるものであつて、同人をして署名押印させる必要はない。

おつて、鉱業登録令中には不動産登記法第二十八条の二に該当する規定がないので、国または地方公共団体が債権者の場合といえども前述の通りの共同申請をなすべきである。なお、本件の場合において国が債権者であっても、同登録申請は、登録税法第十九条第一号の規定に該当しないものと考えらるから所定の登録税を納付すべきである。また、国または地方公共団体が、前記譲受人の鉱業権を滞納処分により差押えることができるのは、鉱業法第六十条の規定からして移転登録が完了した後であることを要するから申しさえる。

○ 鉱業権移転登録ニ関スル件

(昭和十五年五月十六日鉱二第七六四号)

△ 要 旨 △ 株式会社ノ設立ヲ目的として鉱業権ノ現物出賃をした場合において、登録権利者ヲ設立にかかる会社、原因証書ノ譲受人ヲ発起人代表とする鉱業権移転登録ノ申請は、申請書記載ノ登録権利者ト原因証書記載ノ譲受人トは符合するものとして受理登録する。

照 会 (昭和十五年五月十日私鉄第五二八号)

株式会社ノ設立ヲ目的トスル鉱業権ノ現物出賃ヲ為ス場合ニ於テ商法第百七十二條(※新法第百七十二條)ノ規定ニ依リ第一回払込期日ニ於テ鉱業権ヲ譲渡シ、其ノ登録ハ会社設立登記後ニ之ヲ申請シ、而シテ申請書ノ登録権利者ヲ設立ニ係ル会社トシ、原因証書ノ譲受人ヲ発起人代表者ト為シ(申請書ニ会社ノ登記簿謄本ヲ添附)タル場合ニアリテハ該申請書ヲ受理スベキヤ否ヤ。右ハ鉱業登録令第二十一条第七号(※新令第二十四条第七号)ニ依リ不受理スベキモノト被認候歟

(一) 鉱業権移転ノ登録ニ付テモ、商法第百七十二條 但書(※新法第百七十二條但書)ノ類推適用アリ。鉱業権移転ノ登録ハ会社設立後ニ為スヲ妨ガザルモノニシテ且ツ

(二) 右ノ場合ニ於テハ申請書ニ記載シタル会社名ト原因ヲ証スル書面ニ記載シタル発起人トハ、符合スルモノト解スベク

從ツテ、右ハ鉱業登録令第二十一条第七号(※新令第二十四条第七号)ニ依リ不受理スベキモノニ非ズトノ説モ有之様被認聊カ疑義相生候ニ付テハ、差懸リタル事案モ有之候条至爲何分ノ御意見御回答相程度此段及照会候也。

回 答

本月十日附私鉄十五第五二八号ヲ以テ株式会社ノ設立ヲ目的トシ、鉱業権ノ現物出賃ヲ為シタル場合ニ於ケル鉱業権移転登録申請書ヲ受理スベキヤ否ヤニ関シ、御照会ノ次第モ有之候歟、発起人ガ会社ノ発起人トシテ現物出賃ヲ為シタル場合ハ、会社設立後ニ於テハ、会社ガ譲受ケタルモノト思料セラルルヲ以テ本件ノ場合ハ申請書記載ノ登録権利者(設立ニ係ル会社)ト原因証書記載ノ譲受人(発起人代表者)トハ符合スルモノトシテ受理登録スベキモノト被認候条御了知相成度此段及回答候也。

○ 登録原因無効に因る原登録抹消の登録申請に関する件

(昭和二十二年七月三十日鉱四〇三二一号)

首題ノ件について、次ノ通り回答する。

原登録ノ登録原因ノ無効を理由とする原登録ノ抹消を申請する場合において、鉱業登録令第十五條(※新令第十六條)ノ規定により申請書と同時に提出すべき登録原因を証する書面は、登録原因ノ無効に関する裁判ノ謄本を必要とし、当事者間ノ単なる同意書では足りないとされるから、本件登録申請は、鉱業登録令第二十一条第一項第八号(※新令第二十四条第八号)ノ規定によりこれを受理すべきではない。思うに、登録職員には実質的審査ノ権限がないのみでなく、登録原因である譲渡契約ノ有効、無効は裁判所のみがこれを判定することができるのであつて、若しこの場合当事者ノ申立のみにより登録をすることになれば、容易に登録取消ノ途を与えることになり、不都合であるからである。

○ 鉱業権売買ノ予約又ハ 鉱業権ノ停止条件付売買ニ基ク仮登録ノ申請ニ対スル

処分方ノ件

(明治四十年一月二十二日鉱第一七〇七号)

△要旨△ 鉱業権売買ノ予約または鉱業権ノ停止条件付売買ニ基ク仮登録ノ申請ハ、受理スル。

照会 (明治三十九年十二月十九日東鉱第一七六三号)

ハ 鉱業権売買ノ予約ニ基キ仮登録ヲ申請シタルモノ有之、右ニ付テハ 鉱業登録令ニ於テハ不動産登記法第二條第二項ノ如キ明文ナキモ、同令第四十七條第二項(旧令第六十二條(大正十二年繰下げ)、新令第三十二條參照)ノ規程ニ依リ予約ノ場合ニ在リテモ、仮登録ヲ為スベキモノト解釈スルノ要当ナルヤニ思料セラルレ、若シ右様ノ場合ニ關シ、仮登録ヲ認メザルモノトセバ、此等權利ヲ有スル者ニ対スル保護甚ダ不充分ナルヤノ感有之、尚ホ夫ノ停止条件付売買契約ノ場合ニ於テモ、前同様仮登録ヲ為スベキモノト被存、右ハ目下差懸リ急速処理ヲ要スル義ニ有之候条、至爲何分ノ

御意見承知致度、此段及御照会候也。

回答

ハ 鉱業権売買ノ予約又ハ 鉱業権ノ停止条件付売買ニ基ク仮登録ノ申請ニ対スル処分方ノ件ニ就キ御照会ノ趣承テ右ハ、共ニ 鉱業登録令第四十七條第二項(※新令に條項規定なし。新令第三十二條參照)ニ依リ申請ニ応ジテ仮登録ヲ為スベキモノト被認候条経何ノ上此段及回答候也。

○ 根抵当權設定請求權保全の仮登録申請の取扱について

(昭和三十一年十二月二日鉱局第八三〇号)

照会 (昭和三十一年七月十二日私通三二出登第一七八号)

特約附手形借入約定書中、約定期間中に発生した手形債務について、債務者が元利金の支払を怠った場合は、担保採掘権に対し直ちに第一順位の根抵当權の効力が発生することの停止条件付契約に基ク根抵当權設定請求權保全の仮登録申請は受理登録すべきかどうかの事案について問合せを受けているが、当局としては消極に解せられるので貴局の意見をお伺いしたい。

回答

約定期間中に発生した手形債務について、債務者が元利金の支払を怠った場合は、債務者所有の採掘権に対し直ちに根抵当權の効力が発生するという停止条件付契約に基ク根抵当權設定請求權保全の仮登録申請に対する取扱につき照会があつたが次の通り考えるから回答する。

記

根抵当權は、継続的な取引關係から発生する數多の債務を將來の一定時期において、一定の限度額まで担保するものである。

照会の事例にかかる債權債務は、継続的な取引關係から生ずるものであり、期間中において債權金額も流動するものと思われるから、これは根抵当權設定の目的になるものと考え、本件については、停止条件は付せられていないと思われるが根抵当權設定請求權が停止条件により將來において確定すべきものであつても、当該請求權保全の仮登録は出来るものとする。したがつて、照会の事例にかかる仮登録申請については、申請書が形式的要件を具備する以上受理して差し支えない。

なお、採掘権に対する停止条件付の根抵当權は停止条件の成就により直ちにその効力を発生するものではなく、そのためには、本登録を要するから念のため申し添える。

○共同鉱業権者のうちで外国へ移住した者の印鑑証明について

(昭和三十三年十月二十七日鉱原第六六五号)

照 会 (昭和三十三年八月十四日三夏鉱出第一三五号)

共同鉱業権者の一人が外国へ移住したため、鉱業登録令第五十七条によつて添付すべき印鑑証明が添付されていないときの鉱業権移転登録申請の取扱ひについて疑義があるので至急何分の御指示を願いたい。

回 答

鉱業登録令第五十七条は、登録義務者保護の見地より、登録の真正を期するために設けられた規定であり、不真正な申請により登録を完了した後その登録が無効であるという結果を生ずることを防止するため、申請書に市町村長又は区長の証明を得た登録義務者の印鑑の添付を要求し、申請書等に押捺された印影と対照させようとするものである。したがつて、これを欠く申請は鉱業登録令第二十四条第八号に該当するものとして処理すべきであるが、海外に移住している日本人については、申請書に市町村長の印鑑証明を添付することは不可能であると考えられるからこの場合においては、上記印鑑証明にかえて在留地を管轄する日本領事官の証明した印鑑または本人の自署および捺印を添付させるよう取り扱つて差しつかえない。

民間開放を既に行っている行政事務で、守秘義務を課していたにも関わらず個人情報の取扱が不適切であったために情報漏洩が起こった事例について、具体的に示されたい。

(回答)

例えば、A県B市及びC市が受託事業者に対して、個人情報の第三者への譲渡や廃棄毀損を禁ずる等、厳重に個人情報を管理することを契約書上で義務づけた上で情報処理業務を委託していたが、受託事業者の従業員（資料廃棄時には既に退職）が、自宅でチェック作業を行うために個人情報が記載された資料を社内から持ち帰り、その後、転居の際にゴミとして廃棄したという事案があった。なお、B市及びC市によれば、この事案では当該資料はゴミ集積所で発見され、全てC市によって回収されたため、個人情報が悪用等されることはなかったとのこと。

経済産業省において、過去10年間で書類の紛失、情報の漏洩が何件起こったか示されたい。

(回答)

過去10年間に「情報の漏洩」により処分の対象となった事例は2件（ともに内規処分）である。

なお、「書類の紛失」の件数については承知していない。

経済産業省において1人1年あたりの福利厚生費はいくらかを示されたい。

(回答)

財務省主計局給与共済課が取りまとめた「国家公務員共済組合決算事業報告書」において、平成14年度分が公表されており、その中で短期負担金、長期負担金の決算額及び組合員数が示されている。決算額を組合員数で除したものが1人1年あたりの福利厚生費となるので、金額は以下のとおりである。

※短期負担金については各省別に計上されているが、長期負担金については国家公務員共済組合連合会において一括計上のため、国家公務員全体の平均額となる。

(短期負担金) $2,694,670,557 \div (\text{短期負担金組合員数}) 12,227 = 220,387$

(長期負担金) $1,177,559,190,434 \div (\text{長期負担金組合員数}) 1,102,219 = 1,068,353$

合計 1,288,740円

経済産業技官の平均退職金及び退職時点での在籍年数について示されたい。

(回答)

お尋ねの経済産業技官の平均退職金及び退職時点での在籍年数については、とりまとめた資料が存在しない。

国家公務員の平均退職金及び退職時点での在籍年数については、総務省がとりまとめた「国家公務員の退職手当制度の概要」において、平成13年度分が公表されており、その中で経済産業技官が含まれる行政職俸給表(一)適用者の「平均退職手当」及び「平均勤続年数」が示されているので参照されたい。(別添「勤続年数別退職者数及び平均退職手当」)

当該資料を見てわかるように、退職事由(定年、勸奨、自己都合等)が異なれば、平均退職手当及び勤続年数に大きな差が生じることとなるため、経済産業技官のみの平均値をまとめたとしても実態を反映したものとは言い難いと考えられる。

勤続年数別退職者数及び平均退職手当

常勤職員

(退職者数:人、平均退職手当:千円)

勤続年数	計		定年		勸奨		自己都合		その他	
	退職者数	平均退職手当								
合計	60,406	14,065	16,633	26,884	10,823	29,706	14,751	2,525	18,199	2,401
5年未満	24,121	776	52	1,813	19	1,772	7,401	314	16,649	976
5年～9年	3,836	1,499	122	3,544	6	4,978	3,488	1,311	220	3,247
10年～14年	2,012	3,225	143	5,225	37	4,289	1,669	2,875	163	4,818
15年～19年	1,119	5,828	181	7,117	50	7,576	727	5,026	161	7,460
20年～24年	1,420	11,775	447	13,251	278	12,908	523	9,346	172	13,489
25年～29年	4,243	22,768	2,481	23,367	1,047	24,811	437	15,240	278	21,566
30年～34年	7,723	28,458	5,007	28,365	2,113	30,244	313	19,233	290	27,008
35年～39年	8,892	30,566	3,574	30,458	4,948	30,894	165	21,897	205	31,522
40年以上	7,040	29,438	4,626	28,063	2,325	32,071	28	25,645	61	35,037
平均勤続年数	18年11月		34年5月		35年9月		7年8月		3年10月	

うち行政職俸給表(一)適用者

(退職者数:人、平均退職手当:千円)

勤続年数	計		定年		勸奨		自己都合		その他	
	退職者数	平均退職手当	退職者数	平均退職手当	退職者数	平均退職手当	退職者数	平均退職手当	退職者数	平均退職手当
合計	7,884	21,789	2,740	27,320	2,830	30,915	1,197	3,485	1,117	4,715
5年未満	1,250	215	7	1,419	1	1,523	393	257	849	185
5年～9年	332	1,174	0	0	0	0	311	1,145	21	1,593
10年～14年	225	2,523	2	4,781	1	3,845	207	2,428	15	3,444
15年～19年	120	4,995	8	8,072	1	8,207	89	4,517	22	5,665
20年～24年	138	10,629	20	12,834	14	13,934	72	8,627	32	12,308
25年～29年	308	23,140	59	19,727	163	27,624	52	15,040	34	19,958
30年～34年	649	28,045	138	24,863	404	30,773	44	17,612	63	24,814
35年～39年	2,605	30,257	807	27,851	1,710	31,612	25	21,468	63	27,807
40年以上	2,257	28,508	1,699	27,925	536	30,391	4	23,666	18	28,506
平均勤続年数	29年7月		39年4月		36年10月		10年7月		7年4月	

当該事務・事業をアウトソーシングすることを制限している法令の有無、有る場合はその具体的な内容及び当該制限の存在の合理的説明について、教示願いたい。

(回答)

(1) 鉱業権設定の許可

【当該事務・事業をアウトソーシングすることを制限している法令及び内容】

鉱業法第21条第1項に「鉱業権の設定を受けようとする者は、経済産業局長に出願して、その許可を受けなければならない。」とある上、同法には当該事務を他に委託できる旨規定されていない。

【当該制限の存在の合理的説明】

鉱業法においては、鉱業出願地における鉱物の採掘が経済的に価値がない場合や、保健衛生を害し、若しくは農業・林業その他の産業の利益を損じる等して公共の福祉に反すると認められる場合には鉱業権の出願を許可してはならない旨定められており、鉱業権設定の許可に際しては高度の政策判断が必要とされる。

また、出願者から提出される書類には、漏洩等が発生した場合に出願者の競争上の地位に悪影響を及ぼすような機密情報が含まれる可能性があり、アウトソーシングすることによって作業に介在する関係者数が多くなるほど漏洩のリスクが高まるものと予想される。

よって、鉱業権設定許可の審査事務は経済産業局が担うことが適当である。

(2) 鉱業権登録及び租鉱権登録

【当該事務・事業をアウトソーシングすることを制限している法令及び内容】

鉱業登録令第2条に「前条の登録は、当該鉱業権の鉱区の所在地を管轄する経済産業局において行う。」とある上、同法には当該事務を他に委託できる旨規定されていない。

※鉱業登録令第1条「この政令は、鉱業権並びにこれを目的とする租鉱権及び抵当権に関する登録について定めることを目的とする。」

【当該制限の存在の合理的説明】

鉱業権及び租鉱権の登録は鉱業権及び租鉱権が発生するために必要な要件であり、排他的独占的権利を賦与するという、重い公権力行使のプロセスの一部にあたり、民間開放にふさわしくない。

また、登録申請者から提出される書類には、漏洩等が発生した場合に申請者の競争上の地位に悪影響を及ぼすような機密情報が含まれる可能性があ

り、アウトソーシングすることによって作業に介在する関係者数が多くなるほど漏洩のリスクが高まるものと予想される。

よって、当該登録事務については経済産業局が担うことが適当である。